

第3回農業委員会定例会(議事録)

1. 日 時	平成31年3月29日(金)	午前 9時 55分	午前 10時 15分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室		
3. 出席農業委員 欠席農業委員	1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員		
出席推進委員	大藤委員, 建山委員, 半田委員, 下垣内委員, 沖野委員, 岡田委員, 土居(民)委員, 土居(敏)委員, 吉木委員, 山元委員, 渡橋委員, 亀田委員, 山本委員, 佐伯委員		
4. 説明員	國川事務局長, 河村係長, 佐藤主事, 西原技師		
5. 審議案件	議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について	
	議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請について	
	報告第9号	履行延期承認申請について	
	報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から平成31年第3回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、3番石本委員を指名いたします。 それでは、日程第1、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	1番の申請地は、竹原市吉名町52番地5、地目は田、面積は239㎡の農地です。営農計画は花木です。経営面積は23aで、吉名町の下限面積10aを満たしています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った吉木推進委員から補足説明をお願いします。
吉木推進委員	申請地は、旧吉名幼稚園より南へ160m付近にあります。申請事由は、経営規模拡大のため、所有権移転するものです。現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	2番の申請地は、竹原市吉名町1797番、1799番、1802番2、1807番、1808番、地目は5筆とも畑、面積は3,187㎡の農地です。営農計画は果樹です。経営面積は31aで、吉名町の下限面積10aを満たしています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った吉木推進委員から補足説明をお願いします。
吉木推進委員	申請地は、旧吉名幼稚園より北西へ840m付近にあります。申請事由は、経営規模拡大のため、所有権移転するものです。現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 3番について事務局の説明をお願いします。

局 長	3番の申請地については、3月25日付けで取下願が提出され、受理したため、この申請は取り下げとなります。 説明は以上です。
議 長	3番については審議なしとします。 次の4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	4番の申請地についても、3月25日付けで取下願が提出され、受理したため、こちらの申請も取り下げとなります。 説明は以上です。
議 長	4番についても審議なしとします。 つぎに、日程第2、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	1番の申請地は、竹原市忠海中町三丁目4652番1、4654番、地目は2筆とも畑、面積は130㎡の農地です。用途が定められた区域にあり、第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯推進委員	申請地は、忠海駅より北西に250m付近にあります。申請の事由は、自己住宅1棟を建築し、使用貸借権を設定するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	2番の申請地は、竹原市田万里町3055番、地目は田、面積は1,117㎡の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った半田推進委員から補足説明をお願いします。
半田推進委員	申請地は、田万里町にある国道2号の竜王神社前交差点より南東に350m付近にあります。申請の事由は、太陽光発電施設を設置し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	3番の申請地は、竹原市西野町 1843 番 2, 地目は田, 面積は 82 m ² の農地です。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った下垣内推進委員から補足説明をお願いします。
下垣内 推進委員	申請地は、西野町にある国道 2 号の仁賀東入口交差点より北西に 200m 付近にあります。申請の事由は、墓地を設置し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	4番の申請地は、竹原市竹原町 3657 番 10, 地目は田, 面積は 0.96 m ² の農地です。用途が定められた区域にあり、第3種農地です。申請地は現在すでに水路として利用されています。申請時に、この度の無断転用に至った経緯を記した始末書の提出があり、譲受人は農地法を十分に理解しておらず、今後このような事態にならないよう深く反省しています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 推進委員	申請地は、下野町にある中通下のバス停より南東に 120m 付近にあります。申請の事由は、排水路を整備し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、排水路として整備されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 5番について事務局の説明をお願いします。

局 長	5番の申請地は、竹原市竹原町 3544 番 1, 地目は田, 面積は 432 m ² , 仮換地面積 300.91 m ² の農地です。用途が定められた区域であり, 土地区画整理区域内にある第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 推進委員	申請地は, 区画整理区域内にある竹原簡易裁判所より北西に 100m付近にあります。申請の事由は, 自己住宅 1 棟を建築し, 所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時, 耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑, 意見なしの声あり)
議 長	ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 6番について事務局の説明をお願いします。
局 長	6番の申請地は, 竹原市竹原町 3530 番 27, 地目は田, 面積は 215 m ² の農地です。用途が定められた区域であり, 土地区画整理区域内にある第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 推進委員	申請地は, 中央公園より東に 200m付近にあります。申請の事由は, 自己住宅 1 棟を建築し, 所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時, 耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑, 意見なしの声あり)
議 長	ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 7番について事務局の説明をお願いします。
局 長	7番の申請地は, 竹原市竹原町 2100 番, 2101 番, 地目は 2 筆とも畑, 面積は 756 m ² , 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で, 第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 推進委員	申請地は, 竹原給食センターより西へ 800m付近にあります。申請の事由は, 太陽光発電施設を設置し, 所有権を移転するために申請されたものです。現地確認

	時，耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑，意見なしの声あり)
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 8番，9番について関連がありますので一括審議いたします。事務局の説明をお願いします。
	8番の申請地は，竹原市竹原町2107番，地目は畑，面積310㎡，9番の申請地は，竹原市竹原町2018番，2109番，地目は2筆とも畑，面積は571㎡です。事業計画は，太陽光発電施設となっております。本申請につきましては，昨年第12回総会において，議案第44号番号2でお諮りし，決定をいただいた竹原市の農業振興地域整備計画において，農用地の除外手続き中の土地の申請となっております。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑，意見なしの声あり)
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 10番について事務局の説明をお願いします。
局 長	10番の申請地は，竹原市竹原町2585番1，2585番10，2585番13，地目は3筆とも田，面積は1,523㎡，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 推進委員	申請地は，竹原西保育所より南東へ200m付近にあります。申請の事由は，太陽光発電施設を設置し，所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時，耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑，意見なしの声あり)
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 11番について事務局の説明を行う前に，申請人(譲渡人)が西野委員であり，

	議事参与の制限のため西野委員に退席していただき、審議決定を行いますので、西野委員は退席をお願いします。
	(西野委員退席)
議長	それでは事務局の説明をお願いします。
局長	11番の申請地は、竹原市下野町1425番、1426番、地目は2筆とも畑、面積は931㎡、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議長	現地確認を行った山元推進委員から補足説明をお願いします。
山元推進委員	申請地は、大井保育所より南へ200m付近にあります。申請の事由は、太陽光発電施設を設置し、賃借権を設定するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 それでは、西野委員には自席に戻ってください。
	(西野委員着席)
議長	続きまして、日程第3、議案第9号「履行延期承認申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局長	それでは、議案第9号について説明いたします。 本議案は、農地法第4条に基づく履行延期承認の申請でございます。当初平成30年10月30日から平成31年3月31日(許可後5ヵ月)でしたが、施工予定業者との協議不調により、施工業者を変更せざるを得なくなったため、工事の履行期間を平成31年10月31日まで延期承認を申請するものです。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議長	ないようですので、議案第9号「履行延期承認申請について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案どおり承認いたします。 最後に、日程第4、報告第3号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>それでは、報告第3号について説明を致します。平成31年2月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。</p> <p>件数は2件、筆数は田2筆、畑5筆、面積は1,964.61㎡の届出がありました。詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	事務局からの報告事項はありません。
議 長	以上をもちまして、第3回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 3月29日

議 長 祐本 征武

署名委員 石本 進